

総 務 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 平成25年9月13日（金）
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前 9時59分
(11:10～11:19 9分間休憩)
- 4 閉会時刻 午前11時58分
- 5 出席者 委員長 山崎恒男 副委員長 雪山敏行
委員 大石勇 委員 小沼秀朗
委員 山本裕三 委員 鷺山喜久
委員 鈴木正治 委員 堀内武治
- (当局側) 市長、総務部長、企画政策部長、企画政策部付参与、危機管理部長、議会事務局長、水道部長、消防長、南部事務局長、所管課長
(事務局) 議事調査係 石山尚哲
- 6 審査事項 ・議案第93号 平成25年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費
第9款 消防費
第12款 公債費
第13款 予備費
第2条 債務負担行為の補正
第3条 地方債の補正
- ・議案第100号 平成25年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について
- ・議案第101号 掛川市職員の給料の特例に関する条例の制定について
- ・議案第102号 掛川市地震・津波対策整備基金条例の制定について
- ・請願第2号 新聞軽減税率に関する請願
- ・陳情第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- ・陳情第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書採択に関する陳情
- 7 協議事項 ・閉会中継続調査申し出事項について 9項目
- 8 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成25年9月13日

市議会議長 大石 與志登 様

総務委員長 山崎 恒男

8 会議の概要

平成25年9月13日（金）午前9時59分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査

①議案第93号 平成25年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第1款 議会費

第2款 総務費

第9款 消防費

第12款 公債費

第13款 予備費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

〔廣畑総務部長、人件費に係る説明 10:03～10:04〕

第2款 総務費

〔財政課、説明 10:04～10:11〕

〔質疑 10:11～10:17〕

○山崎恒男委員長

財政課の説明に対する質疑をお願いする。

○雪山敏行副委員長

債務負担行為の補正の説明の中の事業者の責に帰さない事例とはどのようなことが考えられるのか。

●山本財政課長

事業者、県企業局の責に帰さない事由として、想定される事例として、ほとんど可能性はないかもしれないが、今回、農工計画の解除あるいは大井川用水の受益地からの除外というような設計等の業務の予算化をしているが、計画の解除ができなかった、大井川用水の受益地からの除外ができなかった、そういったことによって事業が実施できなかった場合については、掛川市の責になる可能性となる場合があるが、造成工事については事業の進捗をみながらの発注になると思われるので、可能性としては大きくはないと考えている。

○雪山敏行副委員長

掛川市と事業者と県企業局との関係は、どのような関係になるのか。

●廣畑総務部長

佐藤企画政策部付参与から回答する。

●佐藤企画政策部付参与

掛川市は、現地在農工法の指定を受けていること及び、大井川用水の受益地となっているため、農工法については指定解除、大井川用水については受益地からの除外をしていく手続きを担っていく。県の企業局は、土地の権利者との賃貸借契約、土地の造成を行う。土地の造成後はその権利が事業者へ継承され、事業者が太陽光パネルを設置することになる。県企業局が入ることにより、農地法の制約がクリアになる。

○雪山敏行副委員長

債務負担行為は、普通限度額を明確にして行うが、算出が損失額ということで難しいということだと思われるが、最大額はいくらぐらいと考えているか。

●山本財政課長

試算であるが、現在のところ造成費用を最大で5,000万円程度と考えている。

●松井三郎市長

この事業展開はある意味では異例の対応である。本来は難しい開発事業を県が入ることによってクリアをしてもらうということなので、本来であれば債務負担も明確な上限設定すべきであるが、明確な限度額が設定できない。県が入ってもらうには市がこのように扱うことが条件となっている。掛川市からお願いをして対応してもらった事業である。県が進めている内陸フロンティア構想、いろいろな規制を緩和していく、解除措置をとっていく事業展開の一環であるということでご理解をいただきたい。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔管財課、説明 10:18～10:21〕

〔質 疑 10:21～10:33〕

○山崎恒男委員長

管財課の説明に対する質疑をお願いします。

○山崎恒男委員長

防犯対策について、市民課の窓口に刺又を置くとのことだが、市民課は女性職員が多いが緊急時に男性職員が対応出来るような体制となっていなければ目的は達成できないのではないかな。

●小林管財課長

今回、行政対象暴力への対応マニュアルを作成した。目的としては、暴力をいかになくすか、お客さんへの対応方法と職員間でのコミュニケーションをまずとってください、ということ。それと、もし暴力が発生した際に最終的に刺又を使うということで、それについては役目を男性あるいは腕力のある女性に決めて、いざという時にはそれを取ってスタンバイをして、取り押さえるということ、もう一つは警察と常に連携、コミュニケーションを取って、不審者が来た際にはすぐに110番通報するということをマニュアルで定めたので、これを守っていくようトレーニングしていくように対応していく。

●山崎恒男委員長

かつて旧掛川市において女性職員が刺されたことがあった。こういったことは突発的に起こるので、これに対応するにはよほど訓練をしないとイケない。十分訓練をして対応できるようにお願いしたい。

○小沼秀朗委員

カラーボールは用意しているか。

●小林管財課長

今のところは用意はしていないが、警察からは有効であるとの指導もいただいているので、今後導入について検討をしていきたい。

○小沼秀朗委員

刺又は使える人が限られる。民間で活用しているものを参考にしていきたい。

○鷺山喜久委員

私も宝塚市の事件を見てたいへんなことが起こったと感じた。市の職員が身の危険を感じながら仕事をしなくてはならないのはたいへんだと思う。自衛の武器を揃えることと、協働のまちづくりをすすめていくことは矛盾するのではないかなと思うがいかがかな。

●松井三郎市長

武器を揃える前に市民とのコミュニケーションをしっかりとって、そういう事件がおこらないようにすることが先決ではないかというご意見だと思われるが、そういうことが大切だということは重々承知しているが、最近いろいろな方が窓口、秘書のところに来られて大きな声を出す方もいる。万が一の備えとして職員の危機管理として用意をしたい。基本的には鷺山委員のおっしゃるように事前の対応が大事だということは重々承知している。

○山本裕三委員

窓口業務をアウトソーシングした場合の外部の業者が怪我をした際の保障や、防災などの訓練はどのように行うのか。

●中山企画政策部長

危機管理などの訓練については、職員と同じようにやる予定である。現段階では協定書もできていないため、はっきりしたことは申し上げられないが、委託会社の職員が怪我をした場合に備えて保険に加入する予定である。

○鈴木正治委員

電話交換設備について、建設以来17年間使ってきたとのことだが、今までがいくらで、今回のものがいくらになるのか。

●小林管財課長

庁舎建設の際の電話機も含めてOA機器等については一括購入のため個々の機器の金額は不明である。今回導入するものは7年間のリースで総額4,000万円である。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

第1款 議会費

〔議会事務局、説明 10:33～10:35〕

〔質疑 10:35～10:44〕

○山崎恒男委員長

議会事務局の説明に対する質疑をお願いする。

○堀内武治委員

政務調査費の返還訴訟の関係について、平成19年度分まで判決が出たが、平成20年度以降についてオンブズマンの動きはあるか。当局側が依頼した弁護士に対して、今後問題が発生した際に相談ができる体制があるのか伺う。

●鈴木議会事務局長

平成20年度以降も開示請求がされている。平成20年度以降の対応次第によってオンブズマンの動きが出てくると思われる。20年度分以降について裁判結果に基づいて調査をしているため、判決に基づいた自主返還なりの対応をしていけば、オンブズマンの動きはなくなると思われる。弁護士への相談については今回の判決で終了しているので、それ以降について追加で相談すればまた追加の費用が請求されることになる。

●松井三郎市長

オンブズマンの方から弁護士報酬について請求をされている。これについて、市が負担するように法律上なっている。オンブズマンの方の弁護士報酬について市が負担することになるとすると、追加の訴訟もあるのではないか思われる。

○堀内武治委員

オンブズマンが市議会に調査に入った段階では、市民の皆さんにできるだけ議会を理解していただきたいという意味で、善意的に議会の情報をすべて公開した。敵対した行為、議会活動を規制するような行為を行った以上、情報公開については情報公開条例に基づくもの以外は、好意的に資料を提供することは一切やめていただきたい旨、要望する。

●松井三郎市長

行政側としては情報公開条例の範囲内で対応する。過剰な情報提供はないようにしたい。

○鷺山喜久委員

今回の掛川市側の弁護士をどのような基準で選ばれたのか分からないが、今後訴えられた場合には、弁護士には専門分野があるようなので、弁護士選択の判断基準を誤らないようにしていただきたい。

○鈴木正治委員

今回の弁護士の方はかなりよくやってくれたと思われる。ある面ではかなりこちらの言い分がとおっている。視察や新聞の購読についてはすべて認められている。書籍についても1点違法とされたが、その他についてはすべて認められた。返還命令が出たのは個人で所有するものについて1/2が違法と認められた。他の判決では政務調査費の充当が認められるのは一般的には1/3が多いので、今回の判決はかなりよかったのではないかと思われる。

判決の主文の最後に訴訟費用は20分の3を被告の負担とすると判決文にあるが、原告側弁護士報酬の負担についてもそれにあわせるべきではないか。

●大石行政課長

主文は費用負担について裁判に関する諸経費のことを言っている。この負担については市の顧問弁護士の見解も妥当であろう、ということであった。また、原告側弁護士費用の請求については地方自治法の242条の2により負担することになる。これは12月の補正予算での対応になるが、平成14年の法改正及び平成21年の最高裁判所判例から市民が勝訴した場合には相当と認められる

額を支払うことができると法で定められている。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

収入のみ

〔企画調整課、説明 10:44～10:45〕

〔質 疑〕

なし

第2款 総務費

〔生涯学習協働推進課、説明 10:46～10:48〕

〔質 疑〕

なし

〔地域支援課、説明 10:48～10:52〕

〔質 疑 10:52～10:56〕

○山崎恒男委員長

地域支援課の説明に対する質疑をお願いする。

○山本裕三委員

対局の全国発信はどのような方法で行うのか。

●田辺地域支援課長

掛川市としては、広報、ホームページ等で行う。毎日新聞社、スポーツニッポンが介入しているため、かなり幅広く広報されると思われる。

●松井三郎市長

情報発信について、毎日新聞、スポニチの他、静岡新聞にも情報発信をしていただく。今年も初日の対戦であるのでテレビの放送もある。

今回が5回目となるが、ゼロの会と掛川信用金庫が毎回100万円ずつ提供してくれている。市においては可能な限り補助金のようなものを確保して対応するようにしている。全国的な情報発信はしているが、市内でも改めて情報発信ができるようにしたい。年々子どもたちの参加も増えてきている。5回連続というのが効果を上げているのではないかと思われる。議員の皆さんも将棋連盟に加入をいただければと思っている。

●中山企画政策部長

情報発信についての補足説明で日本将棋連盟のホームページの王将戦の欄にも掲載されるので、全国の将棋好きが集まってくるのではないかと思われる。

○山本裕三委員

インターネットの生放送についても簡単に出来ることであるので検討をしていただきたい。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

第9款 消防費

〔危機管理課、説明 10:57～11:02〕

〔質 疑 11:02～11:07〕

○山崎恒男委員長

危機管理課の説明に対する質疑をお願いする。

○雪山敏行副委員長

一般財源の基金への繰り入れは次年度以降も行う予定なのか。

●杉山危機管理課長

一般財源の繰り入れは全額が職員給与の削減分である。

●松井三郎市長

職員の人件費の削減は10月から 3月までの今年度限り。予算措置も今年度限りということである。

○雪山敏行委員

人件費の削減以外の一般財源からの繰り入れはあるのか。

●松井三郎市長

地震・津波対策整備基金への積み立ては、県の交付金と、職員給与削減分 4,300万円及び、市民・企業からの募金 3億円としている。次年度以降は、現段階では一般財源の投入は考えていない。

○堀内武治委員

基金をどのように活用していくかの方向性は決まっているのか。

●松井三郎市長

今のところ基金の明確な使途は決まっていない。大まかには津波・地震対策としているが、基金のうち、県交付金を除いた部分については、募金活動の発起人会、推進委員会とも協議しながら何に充当するのかを決めていきたい。私としては一つとしては海岸線の津波対策に充当することによって国・県の対応を早期に促す、促進する先駆的な事業を実施する時に充当したい。また、地震で 600人が亡くなるという推定値も出ているので、家屋の耐震化にも充当したいと考えている。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔消防総務課、説明 11:07～11:08〕

〔質 疑〕

なし

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

①議案第93号 平成25年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第1款 議会費

第2款 総務費

第9款 消防費

第12款 公債費

第13款 予備費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

賛成多数にて原案とおり可決

休憩 11:10～11:19

②議案第100号 平成25年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について

〔水道総務課、説明 11:19～11:21〕

〔質 疑〕

なし

〔討 論〕
なし

〔採 決〕

②議案第100号 平成25年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について

賛成多数にて原案とおり可決

③議案第101号 掛川市職員の給料の特例に関する条例の制定について

〔行政課、説明 11:23～11:26〕

〔質 疑 11:26～11:29〕

○山崎恒男委員長

行政課の説明に対する質疑をお願いします。

○鷺山喜久委員

削減金額は職員一人あたり1カ月いくらになるのか。

●大石行政課長

第2条(1)については、対象者が269人、平均1,203円の減額。(2)については、対象者が396人、平均8,933円。(3)については、対象者が122人、平均19,213円となっている。

○雪山敏行委員

職級のクラス別に減額率を変えた根拠は何か。

●大石行政課長

平成23年の国家公務員の削減は各段階ごとに率を定め、若年層についての影響を緩和している。静岡県についても先般の議会で段階ごとの削減率を設けていることを考慮して対応した。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論 11:29～11:31〕

○鷺山喜久委員

反対の立場から討論する。この件については、民主党政権の時に国家公務員については削減が行われているが、地方公務員についてはそのようにはなっていない。近隣の自治体を確認したところ、磐田、袋井、湖西、御前崎は削減を行わない。掛川市がいち早く取り組むことには反対である。給与の削減額が少額であればいいということではなく、公務員給与は民間にも波及されるのでこれでは具合が悪い。基金になるということであるならば、職員の給与を下げるのではなく、職員一人ひとりが募金に参加するのが適切ではないか。公務員は労働三権が制限されている中で、国家公務員の削減の際には、地方公務員は別という考えであった。以上大きく3つの点から反対する。

〔採 決〕

③議案第101号 掛川市職員の給料の特例に関する条例の制定について

賛成多数にて原案とおり可決

④議案第102号 掛川市地震・津波対策整備基金条例の制定について

〔危機管理課、説明 11:32～11:35〕

〔質 疑 11:35～11:38〕

○山崎恒男委員長

危機管理課の説明に対する質疑をお願いする。

○鷺山喜久委員

議案そのものには賛成するが、第 3 条第 2 項と第 5 条の削除は出来ないものか。

●杉山危機管理課長

スピード感をもって対応をとということであると思われるが、この条例については、アクションプランを策定しているが、5年から10年くらいのスパンの計画となると思われるので、基金の運用としてこの項目は記載させていただきたい。

○鷺山喜久委員

基金というのは目的をもって積み立てることが地方自治法でもうたわれている。またこういう機会があれば検討していただきたい。

○山崎恒男委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕

なし

〔採 決〕

④議案第 1 0 2 号 掛川市地震・津波対策整備基金条例の制定について

全会一致にて原案とおり可決

⑤請願第 2 号 新聞軽減税率に関する請願

[11:39～11:53]

〔紹介議員 鈴木正治委員、説明〕

〔意 見〕

○山崎恒男委員長

各委員の意見をお願いする。

○堀内武治委員

消費税の扱いであるが、昨日、来年 4 月から 8%を実施することが新聞で報道されたが、消費税に関する議論が我々にはまったく見えてこない。基本的には民主党政権の時に、民自公の 3 党合意で消費税増税が決まったが、その附帯条件として社会保障制度の抜本的改革をやるということが前提だった。そこがまったく見えていない。なおかつ今日の新聞によると経済対策に 3 兆円使うと言っている。今の段階で増税を無条件に賛成となるかどうか。

請願の中にも複数税率の導入という言葉があるが、具体的な中身は分からないが、生活必需品についても複数税率を適用すべきということだと思われる。福祉関係の抜本改革のために消費税を上げざるを得ないということになれば、そうは言っても生活弱者に対してどう面倒を見るのか、国は手当制度のようなものも検討されていたようだが、少なくとも新聞を含めて生活必需品は税率を変えていくというのは正しいと思っている。

結論としては、消費税増税の中身が見えた段階で意見書を出すべきではないか。今の段階では時期尚早ではないか。継続審議として、一定程度中身が整った段階で上げるべき意見書は上げるという議論をすべきではないかと思う。新聞の軽減税率そのものに反対する訳ではないが。

○山崎恒男委員長

消費税本体そのものについての使途、5兆円の増収のうち 3 兆円を経済対策に使うということだが、過去に消費税の増税については社会保障費に充当すると言われてきて、堀内委員のおっしゃるとおりであるが、この請願については消費税の増税そのものではなく、軽減についての請願であるので、切り離して考えていただいた方がいいのではないかと。

○堀内武治委員

消費税増税が前提となっている。増税の条件が整備された段階で出すのならいい。軽減税率の導入の前に「生活必需品なかでも新聞」というような表現であればいい。今現在国会の審議、与党の中でもはっきりしていない。次の11月議会でもいいのではないかと。

○鈴木正治委員

おっしゃっている意味も十分に理解できるが、新聞については世界的に軽減税率を使っているところが多い。今の流れでいけば安倍首相が10月の初めに決断をする。恐らく3%の増税について決定することになるだろうと思われる。そのような中で、11月議会で採択して意見書を上げて、細部についてはいろいろな形で検討がなされると思われるので、ある程度決まってしまった段階で出しても現実に変更していくことは難しいと思われる。4月から上がるとなれば、早めに出した方が効果としては大きいと考えているので、そのようにご理解をいただきたいと思う。

○鷺山喜久委員

国で60人が集まって3日間にわたって議論されたが、あのメンバーはどちらかと言えば消費税増税賛成派のようだった。しかし4月からの増税については意見があったと感じている。この請願は、消費税が増税されることを前提としているようだ。請願そのものには採決してもいいと考えている。消費税増税について賛成か反対かについては今後国民の中で大いに議論されることになると思う。

○堀内武治委員

文章の変更は可能か。創世会としてはどう考えているか。

○山崎恒男委員

創世会としては賛成の意思統一をしている。

○鈴木正治委員

文章は基本的にはこれで、多少のものは変更は可能であると思われる。

○堀内武治委員

生活必需品という言葉を入れられないか。

○鈴木正治委員

この案で出せば、政府で検討する時に生活必需品が対象になるのではないか。

○山崎恒男委員長

以上で意見を終了する。

〔採 決〕

⑤請願第2号 新聞軽減税率に関する請願

賛成多数にて採択

⑥陳情第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

〔11:54～11:55〕

〔意 見〕

なし

〔採 決〕

⑥陳情第4号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

全会一致にて採択

⑦陳情第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書採択に関する陳情

〔11:55～11:57〕

〔意 見〕

なし

〔採 決〕

⑦陳情第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書採択に関する陳情

全会一致にて採択

4) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 9 項目

閉会中継続調査申し出事項 9 項目で了承

5) 閉会 [11:58]